

バリアフリー新法の規定による特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準

第1条 (趣旨)	移動円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）
第2条 (路外駐車場車いす使用者用駐車施設)	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第11条第1項の規定に基づく移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準は、駐車場法（昭和32年法律第106号）、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）及び駐車場法施行規則（平成12年運輸省令建設省令第12号）に定めるものほか、この省令の定めるところによる。</p> <p>特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。）を一以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りではない。</p>
第3条 (路外駐車場移動等円滑化経路)	<p>路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。</p> <p>□路外駐車場移動等円滑化経路を一以上設けているか、 □路外駐車場移動等円滑化経路上に段差は設けていないか、 □段差を設けている場合、傾斜路を併設しているか、 □出入口の幅は、80cm以上か、 □通路 □幅は、120cm以上か、 □50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けているか、 □傾斜路 帆 □スロープの幅員は、120cm以上か、 □階段併設スロープの幅員は、90cm以上か、 勾配 □1/12を超えていないか、 □高低差が16cm以下のものについては、1/8を超えていないか、 踊場 □高低差が75cmを超えるもの（勾配1/20を超えるもの）については、高さ75cm以内ごとに幅150cm以上の踊場を設けているか、 手すり □勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超えて、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けているか、</p>
第4条 (特殊の装置)	<p>第2条、第3条の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場においては、国土交通大臣がその装置が第2条、第3条の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては適用しない。</p> <p>□特殊装置の場合、国土交通大臣の認定があるか、（平成13年1月6日からの認定は国土交通省各地方整備局長）</p>